

第3節 不審者(防犯)に対する安全管理

近年、不審者による学校への侵入事件や登下校時中の声かけや連れ去り等、子どもが被害者となる事件・事故が凶悪化・多発化し、子どもの安全・安心が脅かされている。

1 子ども・教職員が被害者となった主な事件と対応

H11.12	京都市日野小学校児童刺殺事件(校内)
H13.6	大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件(校内)
H15.9	岐阜県内中学校卒業生侵入事件(校内)
H15.12	宇治市立宇治小学校児童負傷事件(登下校中)
H16.11	奈良市女児誘拐殺人事件(登下校中)
H17.1	千葉県立白里高等学校教職員負傷事件(校内)
H17.2	大阪府寝屋川市立中央小学校教職員殺傷事件(校内)
H17.11	広島市女児殺害・死体遺棄事件(登下校中)
H17.12	今市市女児殺害・死体遺棄事件(登下校中)
H18.4	岐阜県内女子中学生殺害・死体遺棄事件
H18.5	秋田県藤里町小学生殺害・死体遺棄事件
H18.12	岐阜県内小学生児童負傷事件(登下校中)
H19.7	宮城県小学校児童刺殺事件(登下校中)
H20.5	愛知県豊田市女子高校生殺人事件(登下校中)
H20.5	京都府舞鶴市女子高校生殺害事件

このような状況を踏まえ、各学校においては不審者侵入時の避難誘導、警察など関係機関への通報の在り方等を示した学校独自の危機管理マニュアル(不審者侵入防止のための3段階チェック)を作成し、全職員共通理解のもと不審者の侵入を想定した避難訓練の実施や不審者を学校敷地内へ入れないための安全管理(施設・整備の整備、通学路の点検等)、警察の協力を得た防犯教室の開催や安全マップづくりを通して自分で自分の身を守るための力を身に付ける安全教育の充実を図っていくことが必要である。

「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告」

学校への不審者侵入防止のための3段階のチェック体制の確立

- 1 学校への敷地内への不審者の侵入防止
- 2 学校の敷地内での不審者の発見・排除
- 3 校舎内への不審者の侵入防止

学校への不審者の侵入に備えた取組

- 1 安全を守るための器具の備え

2 地域ぐるみの学校安全体制の整備

各学校においては、校内のみならず登下校時も含めて児童生徒の安全確保を最優先した学校づくりをしているが、最近の事件発生場所が通学路など、学校の敷地外で発生していることが多い。このことも含め、子どもの安全を確保していくためには、学校だけ

の力で子どもの安全を確保することは困難であるために、学校内外において多くの保護者や地域の目で子どもの安全を見守ることが大切である。

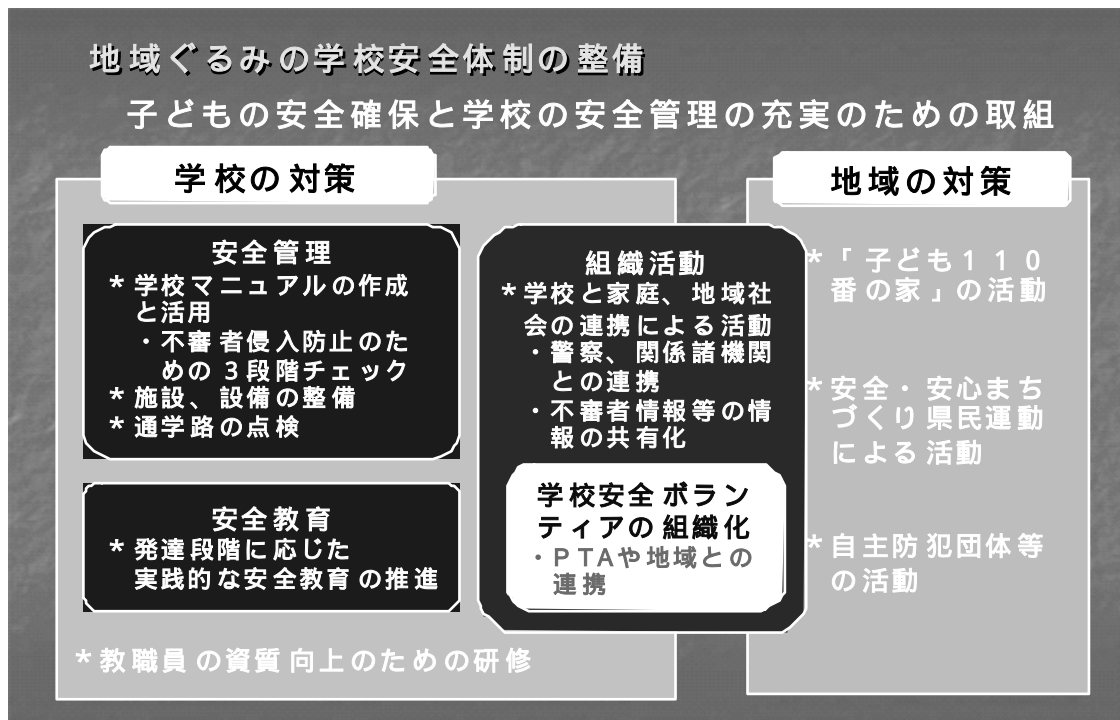
そのためにも、各学校においては登下校時において児童生徒ができる限り一人にならないような安全対策を実施すると同時に、PTAや地域住民、地域関係機関・団体による「学校安全ボランティア（スクールガード）」を組織し、地域全体で事件・事故の発生を未然に防止することができる体制を整備する必要がある。

岐阜県としては、平成20年度までに全小学校において、地域住民及び地域住民による複数機関・団体（自治会・老人会等）によるボランティア組織を全ての学校に完備することを目標にし、組織状況は以下のようである。

	組 織 率	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
幼稚園	P T A団体組織	76.1%	89.7%	86.0%	84.3%
	複数機関・団体組織	44.0%	70.1%	67.4%	69.9%
小学校	P T A団体組織	90.8%	96.9%	97.9%	99.2%
	複数機関・団体組織	62.1%	81.1%	87.3%	94.3%
中学校	P T A団体組織	86.6%	93.8%	95.8%	98.4%
	複数機関・団体組織	56.7%	69.4%	67.2%	73.3%

（平成21年 1月現在）

児童生徒の安全確保のためには、下の資料のように学校と家庭、地域社会の3者が危機管理意識を高め、お互いの連携を図りながら、学校においては安全管理・安全教育・組織体制を充実させ、地域においては登校時の子どもの見守り活動を実施するなどして、犯罪の機会を与えない、つぐまない地域づくりをしていくことが極めて大切である。



防犯ボランティア（学校安全ボランティア）の活動とは？ 県内には約1000団体（約6万人）が登録！



（１）防犯ボランティア活動とは？

防犯ボランティア活動とは、安全・安心な地域社会の実現をめざして、「地域の安全は地域で守る」の精神のもと行われる自主防犯活動であり、その内容は次のようなものがあります。

- ・ 犯罪を防止するためのパトロール活動
- ・ 小学生等の通学路の見守り活動
- ・ 地域住民への声かけや防犯指導
- ・ 犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検活動
- ・ 非行防止や被害防止を目的とした青少年等への声かけ活動

（２）防犯ボランティア活動がもたらすものは？

活動による犯罪抑止効果

- ・ 犯罪者は、人の目を嫌います。犯罪を行おうとする者が声をかけられたり、パトロール活動を目にすることにより、犯行を諦めることもあります。

地域の安心感の醸成と防犯意識の高揚

- ・ パトロールを目にすることによって、地域に安心感を与えるとともに、防犯意識を高揚させます。

連帯感を醸成し、地域に犯罪抑止機能の育成

- ・ パトロールや声かけにより、地域のコミュニケーションが深まり、犯罪を犯しにくい地域になります。

（３）活動時における注意事項

危険な行為はしないで下さい。

- ・ 犯罪者や不審者（車）に遭遇することが予想されます。遭遇した場合、特徴点、車のナンバーをメモし、通報などにとどめ、無理な追跡行為等は絶対に行わない。

特別な権限が与えられているわけではありません。

- ・ あくまでも、自主的な防犯活動です。空き屋、廃屋であっても所有者があり、無断で立ち入っては犯罪行為になります。少年がたむろしている場合など、必要に応じて警察へ通報してください。

事故に注意してください。

- ・ パトロールは、徒歩、車、自転車などで行われますが、交通事故には十分注意してください。思わぬ事故に遭遇することも考慮し、ボランティア保険への加入をお勧めします。（加入については地元の警察署生活安全課に相談下さい。）

（４）県内の防犯ボランティアの組織状況

学校関係を含めての県内における防犯ボランティア組織

- ・ 岐阜県警による自主防犯ボランティア団体(H18.5.27調査)
登録・・・269団体（約30,500人）
（詳細 http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/search_dantai/index.html）
- ・ 岐阜県安全・安心まちづくりボランティア団体(H20.12.26調査)
登録・・・355団体（約22,104人）
（詳細 <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11260/profile/anzen/tiikikatudou.htm>）
＜岐阜県 環境生活部 環境生活政策課＞
- ・ 学校安全ボランティア（スクールガード）団体(H20.12.26調査)
登録・・・361団体

3 不審者等に対する児童生徒の安全確保、安全管理の点検

ここでは、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組む事項について、点検すべき項目を

参考例としてあげる。

これを参考として、学校種や地域の状況等に応じて加除修正をした上で、定期的に点検を実施し、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に万全を期すことが必要である。

学校において取り組むべき事項（学校用） 全般及び不審者侵入時編

点 検 項 目	措置状況		×の場合 行っていない理由 代替措置又は今後の計画等
		×	
1. 学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、子どもの日常及び緊急時の安全確保対策等について共通理解を図っているか。			
2. 不審者侵入事件、登下校中の事件・事故に関する情報を収集し、職員会議や校内研修等で取り上げ、教職員間で情報交換・意見交換を行うなどにより、教職員間の危機管理についての意識高揚を図っているか。			
3. 全ての教職員が、緊急時に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、次のような措置を講じているか。			
(1)不審者による緊急事態発生時に備えた防犯訓練を実施し、その反省を対応に生かしているか。			
(2)教職員自身の安全を確保しつつ、警察が到着するまで、子どもを見守り、不審者が近づけないようにする防犯訓練を行っているか。			
(3)防犯に関する知識、安全を守るための器具の使用法、応急手当や心のケアの具体的な方法等について研修を行っているか。			
(4)教職員間の情報伝達訓練や警察、消防等への通報訓練などを行っているか。			
4. 警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校、幼稚園・保育園等と連携をして、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。			
5. 教職員や保護者・地域住民などのボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見する体制を整えているか。			
6. 学校への来訪者が確認できるよう、次のような措置を講じているか。			
(1)立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付を明示している。			
(2)来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別が可能ないようにしているか。			
(3)来訪者に最初に出会った教職員が、氏名・用件を聞いたリ、持ち物や言動等により不審者かどうかの判断ができるようにしているか。			
(4)登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
(5)開門中は、教職員やボランティアが立ち会ったり、防犯カメラ設置校では、意図的にモニターをチェックしたりするなど、防犯体制の整備を心がけているか。			
7. 校内における注意を払うべき箇所を点検し、こどもに注意喚起するとともに、教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を			

定め、地域のボランティア等の協力も得つつ、授業中、休憩時間等における子どもの安全を確保しているか。			
8. 校外学習や遠足等の学校行事において、子どもの安全が確保されるよう次のような措置を講じているか。			
(1) 事前に現地の安全を十分に確認し、それに基づいた綿密な計画を作成しているか。			
(2) 子どもに対する事前の安全指導を十分に行っているか。			
(3) 万一の事態が発生した場合の避難の仕方、連絡等について、あらかじめ定めている。			
9. 学校開放（授業日）に当たっては、子どもの安全が確保されるよう、次の措置を講じているか。			
(1) 開放部分と非開放部分と区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じている。			
(2) 学校開放時に、安全確保について保護者や地域住民等によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っている。			
10. 不審者による緊急事態発生に備え、次のような組織・体制等が整備されているか。			
(1) 直ちに校長、副校長・教頭、教職員、子どもに情報が伝達され、避難誘導、防御（不審者対応）、応急手当、通報、記録、保護者への連絡等が、迅速・的確に行われる組織（役割分担）を整えているか。また、必要に応じて、保護者、隣接学校等の協力が得られる体制を整えられているか。			
(2) 警察、消防等の関係機関に対して、隣接する学校・幼稚園や学校周辺の店等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えているか。			
(3) 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援などが得られる体制を整えているか。			
(4) 保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに保護者に連絡が取れる体制等を整えているか。			
(5) 学校近くの地域住民や店等とも連携を図りながら、直ちに負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送ができる体制を整えているか。			
(6) 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明などの事故対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための事件・事故対策本部の活動を速やかに開始できるようにしているか。			
11. 学校の施設等の面で、次のような対策を講じているか。			
(1) 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎出入口、鍵の状況等の点検・補修を行っているか。			
(2) 緊急時に安全を守るための器具（さすまた、盾、杖、催涙スプレー、ネットランチャー等）を備えているか。			
(3) 警報装置（警報ベル・ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）などを設置している場合、作動状況の点検を行っているか。			

(4)死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置き場、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。			
(5)危害を加えるおそれのある者が侵入した場合を想定し、受付の近くに、一時的に隔離しておく場所（応接室、相談室等）を決めているか。			
1 2 . 安全教育（防犯）が学校の実態に応じて教育課程に位置づけられ、子どもの実態に応じて計画的に実施されているか。			
1 3 . 不審者の侵入を想定した避難訓練を行い、緊急事態発生時に子どもが安全に避難できるようにしているか。			

学校において取り組むべき事項（学校用） 登下校編

点 検 項 目	措置状況		×の場合 行っていない理由 代替措置又は今後の改善計画
		×	
1 . 安全な通学路等の設定と定期的な点検の実施のために、次のような対策を講じているか。			
(1)教職員、保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事情等を配慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定しているか。			
(2)定期的に点検を実施したり、必要に応じて臨時点検を実施しているか。			
(3)点検により防犯上好ましくない状況が発見された場合は、教育委員会への連絡、関係機関への要請等を行い、通学路の環境整備を行っているか。			
2 . 通学路等における危険・注意箇所等の把握と周知徹底のために、次のような対策を講じているか。			
(1)危険・注意箇所、万一の際に子どもが駆け込める場所について保護者、警察、自治会などの関係者間で共通認識をしているか。			
(2)「通学路安全マップ」の作成等を通じて、子どもたちに要注意箇所の周知を行っているか。			
(3)交番や「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所を子ども一人一人に周知しているか。			
3 . 通学路における事件に備えて、次のような組織・体制を構築しているか。			
(1)PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携、協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。			
(2)学校や関係機関等からの注意依頼の文書が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。			
(3)子どもの安全確保のため、速やかに警察に通報し、警察官による学校周辺や通学路等の防犯パトロールの協力を得る体制を整えているか。			
(4)登下校時等に、不審者による緊急事態が発生した場合、「子ども110番の家」や地域住民等が、子どもの避難誘導や関係機関への通報等を行う体制を整えているか。			

(5)登下校時の子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる日常的な防犯パトロール等の協力を得ているか。			
(6)学校行事等により登下校が不規則になる場合には、前もって保護者や警察、関連団体に連絡するなどの対策を講じているか。			
4. 子どもに危険予測・危険回避能力を身に付けさせる安全教育を実施するために、具体的な局面を想定し、実践的な対処法(大声を出す、逃げる、「子ども110番の家」に駆け込む等)の指導をしているか。			

学校において取り組むべき事項（教育委員会用）

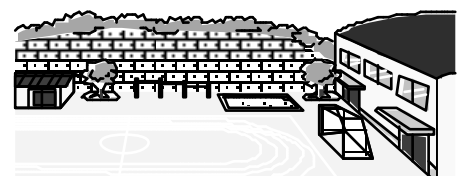
全般及び不審者侵入時、通学路

点 検 項 目	措置状況		×の場合 行っていない理由 代替措置又は今後の改善計画
		×	
全般及び不審者侵入時			
1. 子どもの安全確保についての教育委員会の方針（危機管理マニュアルの作成、施設設備の整備等）を明らかにしているか。			
2. 域内の学校や幼稚園等における安全確保対策や安全管理の実態を把握し、適切な指導・助言を行っているか。			
3. 教職員対象の研修会の開催、関連資料等の作成・配付等により、教職員の危機管理意識を向上させるとともに、緊急時の対応能力の向上、安全教育（防犯）に関する指導力の向上を図っているか。			
4. 地域住民に対する啓発活動を行い、地域全体で子どもの安全を確保しようとする雰囲気醸成しているか。			
5. 警察、消防等の関係機関、保護者、自治体、青少年教育団体等の関係団体と連携を図り、安全対策を行うことができる体制を整えているか。			
6. 域内にある国公立の学校や幼稚園・保育所等の間で、迅速な情報交換や危機発生時における相互協力ができる体制を整えているか。			
7. 安全に配慮した学校開放（夜間・休日等）が行われるよう、次のような措置を講じているか。			
(1)学校開放時に必要に応じて人員を配置するなど、安全確保の体制を整えているか。			
(2)非開放部分への不審者の侵入防止のための施設整備上の対策（鍵、シャッター、警報装置等の整備など）を講じているか。			
8. 域内において不審者の情報があった場合、速やかに域内の学校や幼稚園・保健所等に情報を提供するとともに、警察へのパトロールの要請、保護者、自治会、青少年教育団体等、地域の関係団体に注意喚起し、子どもの安全確保が図られるような体制を整えているか。			
9. 不審者による緊急事態発生時に備え、次のような体制を整えているか。			
(1)直ちに教育長等に情報が伝達され、情報収集、学校への指導・助言、関係機関との連絡調整、関係部局との連携、学校支援スタッフ等の派遣などが、迅速・的確に行われる組織（役割分担）を整えているか。			

(2)必要に応じて心のケアチームが派遣できる体制を整えているか。			
10. 学校の施設設備等の面で、地域や学校の実情等に応じて、次のような対策を講じているか。			
(1)校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵等の整備や破損箇所の補修を行っているか。			
(2)警報装置（警報ベル・ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システムな等）などの整備を必要に応じて行っているか。			
(3)死角の原因となる立木等の剪定、自転車置場、駐車場、隣接建物等からの侵入防止対策等を行っているか。			
(4)教室等の避難経路を複数確保するとともに、避難を考慮した施錠システム（内部からのみ開錠可能等）としているか。			
(5)必要に応じ、職員室や事務室等を屋外の監視や緊急時に即応できる位置に配置し、低階層の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものに行っているか。			
11. 学校が行う訓練に合わせて、教育委員会の職員も訓練等を行い、緊急時に学校、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に対応できるようにしているか。			
通 学 路			
1. 域内において不審者の情報があった場合、速やかに域内の学校や幼稚園・保育所等に情報を提供するとともに、警察へのパトロールの要請、保護者、自治会、青少年教育団体等、域内の関係団体に注意喚起し、子どもの安全確保が図られるような体制を整えているか。			
2. 子どもの学校外での安全確保のため、自治会、保護者、青少年教育団体等による、域内の危険箇所（人通りの少ない場所等）の点検や「声かけ運動」等が積極的に実施される体制を整えているか。			
3. 通学路において、見通しの悪い場所等改善が必要な場所については改善の取組を担当部局に求めているか。			

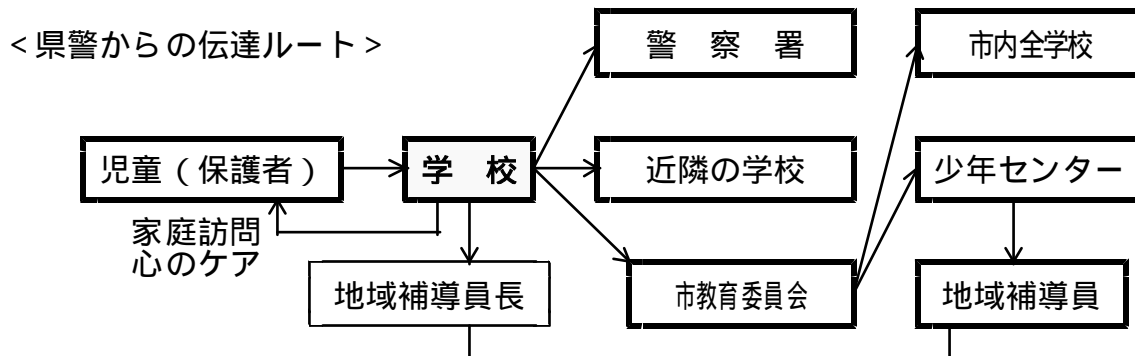
以上の点検項目は、平成19年11月「学校の危機管理マニュアル - 子どもを犯罪から守るために」（文部科学省）から抜粋。

- （参考資料）・平成14年12月「学校の危機管理マニュアル - 子どもを犯罪から守るために -」（文部科学省）
 ・平成19年11月「学校の危機管理マニュアル - 子どもを犯罪から守るために」（文部科学省）



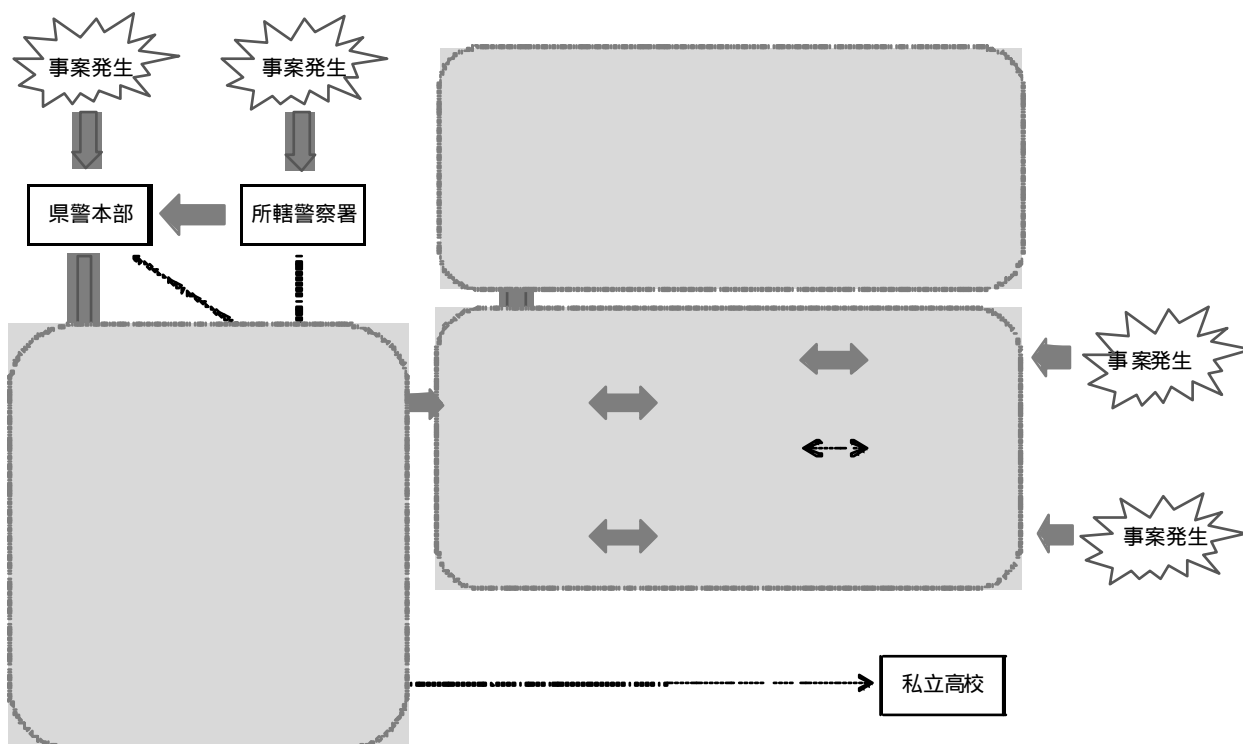
学校における不審者への対応（例）

岐阜県： 市立U小学校



（参考資料）岐阜県の不審者情報の共有体制

- ・ 児童生徒が関係する不審者情報を小・中学校（岐阜大学教育学部附属小・中学校を含む）が把握した場合は、各学校 市町村教委 教育事務所 県教委という流れで連絡が行われ、関係機関や隣接する教育事務所等と情報を共有する。
- ・ 県立高校、特別支援学校についても、各県立学校 教育事務所 県教委という流れで連絡が行われ、関係機関や隣接する教育事務所等と情報を共有する。



【情報共有する隣接教育事務所一覧表】

教育事務所名	情報共有する隣接教育事務所
岐 阜	西 濃 ・美 濃 ・可 茂
西 濃	岐 阜
美 濃	岐 阜 ・可 茂
可 茂	岐 阜 ・美 濃 ・東濃(多治見) ・東濃(恵那)
東濃(多治見)	可 茂 ・東濃(恵那)
東濃(恵 那)	東濃(多治見) ・可 茂 ・飛 騨
飛 騨	可 茂 ・東濃(恵那)

- ・各教育事務所は、管内の学校（小・中・高）から連絡があった不審者情報について、他地区にも影響があることが予想される事案についてのみ、上図の隣接する教育事務所に連絡をし、情報の共有化を図る。

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策例（文部科学省）

来訪者への対応等

- 出入口の限定や立て札・看板等の設置
- 来訪者の受付や声かけによる身元確認
- 来訪者の入校証・名札の着用



施設設備の点検整備

- 監視カメラ、インターホン（カメラ付き）等の防犯設備の設置
- 校門、フェンス、外灯、鍵等の点検整備
- 非常電話、ベル・ブザー等の非常通報装置の設置
- 教室や職員室等の配置の変更
- 窓ガラスを透明なものに交換（防犯ガラスの採用）
- 死角の原因となる立木等の障害物の撤去

安全管理の徹底

- 警報用ブザーの教職員、幼児児童生徒への貸与
- 教職員による校内巡回の実施、強化
- 学校警備員、監視員等の配置
- 保護者やボランティア等による学校内外の巡回（謝金支給の場合も含む）
- 危機管理マニュアルの作成や教職員に対する安全管理の指導、研修、訓練の実施
- 不審者発見時の迅速な警察への通報の励行

幼児児童生徒への対応

- 集団（複数）登下校の実施（指導）
- 安全管理についての幼児児童生徒への指導や避難訓練の実施
- 安全管理に関するパンフ・リーフレット等の作成、配布
- 地域安全マップ等の作成

保護者、地域、関係団体（PTA、自治会、青少年教育団体等）との連携

- 保護者、地域住民、関係団体への協力依頼
 - ・保護者やボランティア等による登下校時の立哨（謝金支給の場合を含む）
 - ・登下校時の保護者の同伴
 - ・学校活動における学校支援ボランティアの協力
 - ・不審者発見時の学校等への通報依頼
- 余裕教室等を地域住民の学習、交流の場に活用
- 安全管理に関するパンフレット・リーフレット等の作成、配布
- 連絡会、協議会等の設置
- 子ども110番の家の導入（増加）や対処方法の指導
- CATV、コミュニティFM及びインターネット等による情報提供

警察や消防署などの関係機関との連携

- 学校内外の巡回や安全確保の協力依頼
- 連絡会、協議会等の設置
- 所轄警察の協力による安全教室、防犯訓練等の実施
- 通学路の安全点検と要注意箇所の改善に関する協議

『子ども110番の家』…可児市が発祥の地！



児童などへのつきまといや声かけなど、子どもに不安を抱かせる事案に対して通学路の周辺の民家や商店などが緊急連絡先として、駆け込んできた児童を保護し、警察への連絡などの措置を講じるものです。

全国で約189万（平成18年12月現在）を越える「子ども110番の家」があり、自治体によっては「子どもをまもる家」「SOSハウス」「かけこみ110番」などの名称で呼んでいるところもあります。平成8年3月、岐阜県可児市今渡北小学校校区で始まり、やがて全国へと広がりました。県内では平成19年12月現在で24,331箇所を設置されています。

右の旗は、「子ども110番の家」を示すものであり、県内すべての「子ども110番の家」の軒先や玄関等に類似のプレートや旗が取り付けられています。



活動実態（アンケート調査より）

実際に駆け込みがあった	4割の「子ども110番の家」（小学生が6割強）
駆け込みのあった時間帯	約6割が下校途中、1割が登校途中
駆け込みの内容	声かけ事案、けがの手当、電話借用、トイレ借用

「子ども110番の家」周知のための工夫が様々な方法で行われています。

「子ども110番の家」活用訓練

警察官が扮した不審者が子どもに声をかけ、実際に子ども110番の家に駆け込ませる。

「子ども110番の家」オリエンテーリングの開催

子ども110番の家の場所を確認させるために、オリエンテーリングを実施。

模擬「子ども110番の家」の設置と体験

「子ども110番の家マップ」の作成

いざという時に、実際に活用できるような訓練が重要！